

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：滋賀県企業庁

令和8年7月30日公表

I. 職員の男女の給与の額の差額

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	91.2%	
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.6%	※1
全職員	83.7%	※2

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	※3
本庁課長相当職	—	※3
本庁課長補佐相当職	104.2%	
本庁係長相当職	78.1%	※4

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	※3
31～35年	106.1%	
26～30年	76.8%	※2
21～25年	110.4%	※2
16～20年	—	※5
11～15年	78.0%	※4
6～10年	79.1%	※4
1～5年	—	※3

説明欄

性別によって、給料や手当の額に差異を設けることはありません。
なお、上記中、10%以上の差異が生じている主な要因は、以下のとおりです。

- ※1 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、パートタイム会計年度任用職員等、給与水準の相対的に低い職員において、女性職員の割合が高い。
(任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合：男性職員の18%、女性職員の38%)
- ※2 対象の母数が小さいため職階等の個別事情による影響が大きい。
- ※3 対象職員は男性職員のための「—」としています。
- ※4 配偶者や子どもがいる職員にかかる扶養手当は、男性職員が受給する場合が多い。
(令和7年度における扶養手当の受給者に占める男性の割合：100%)
- ※5 令和7年度に該当する職員が在籍していなかったため「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	16. 7%

説明欄

令和8年4月1日現在の割合。

Ⅲ. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	0. 0%
本庁課長相当職	20. 0%
本庁課長補佐相当職	18. 2%
本庁係長相当職	8. 0%

説明欄

令和8年4月1日現在の割合。

Ⅳ. 男女別の育児休業取得率および男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	100. 0%
女性	100. 0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	—	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	100.0%	—	—	—
9 月超12月以下	100.0%	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	100.0%	—	—

説明欄

令和7年度に該当する職員が在籍していなかった場合は「—」としています。

V. 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	13.1時間／月
内部部局等以外	—

説明欄

令和7年度に該当する職員が在籍していなかった場合は「—」としています。